

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第六十二号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年三月奈良県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第二号様式中

「飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎」を

「飼養施設

飼養施設に付随する搾乳施設

飼養施設に付随する集乳施設

飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

飼養施設に付随する畜産業用倉庫

飼養施設に付随する畜産業用車庫

堆肥舎

発酵槽等

堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

堆肥舎に付随する畜産業用車庫

発酵槽等を制御するための施設

第三号様式中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則

第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造

成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、「第8条第1項及び第12条第1

項」を「第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び第35条第1項」に改める。

附 則

この規則中第一号様式及び第二号様式の改正規定は公布の日から、第三号様式の改正規定は令和七年五月七日から施行する。